
航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

3. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない者

[指定エアライン、指定養成施設、外国のライセンス切替の場合]

(1) 交付申請時

- (ア) 航空英語能力証明申請書（規則第19号の2様式）-----1通
(イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通

[手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効]

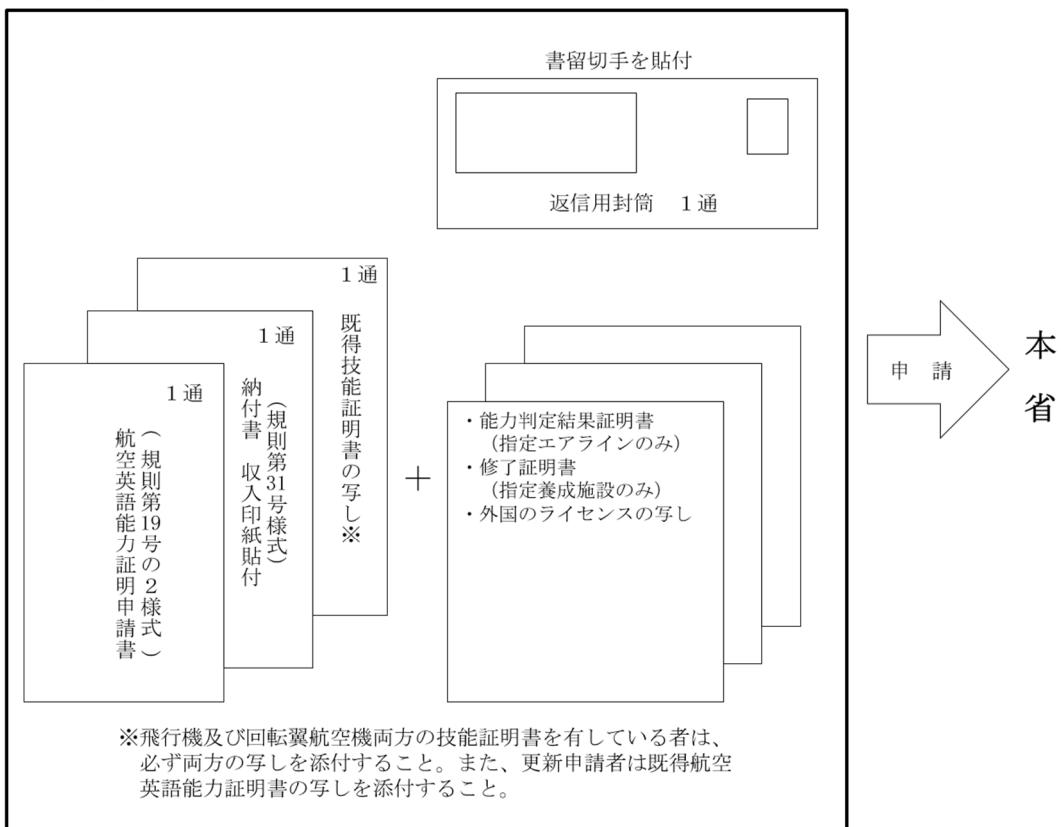
- (ウ) 能力判定結果証明書（指定エアラインのみ）-----1通
(エ) 修了証明書（指定養成施設のみ）-----1通
(オ) 既得技能証明書の写し-----1通

飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。また、更新者は既得航空
英語能力証明書の写しを添付すること。

- (カ) 外国ライセンスの写し-----1通
(キ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用）-----1通

[指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）]

交付申請時



VI 計器飛行証明申請

計器飛行証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

計器飛行証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

〔通常の申請〕

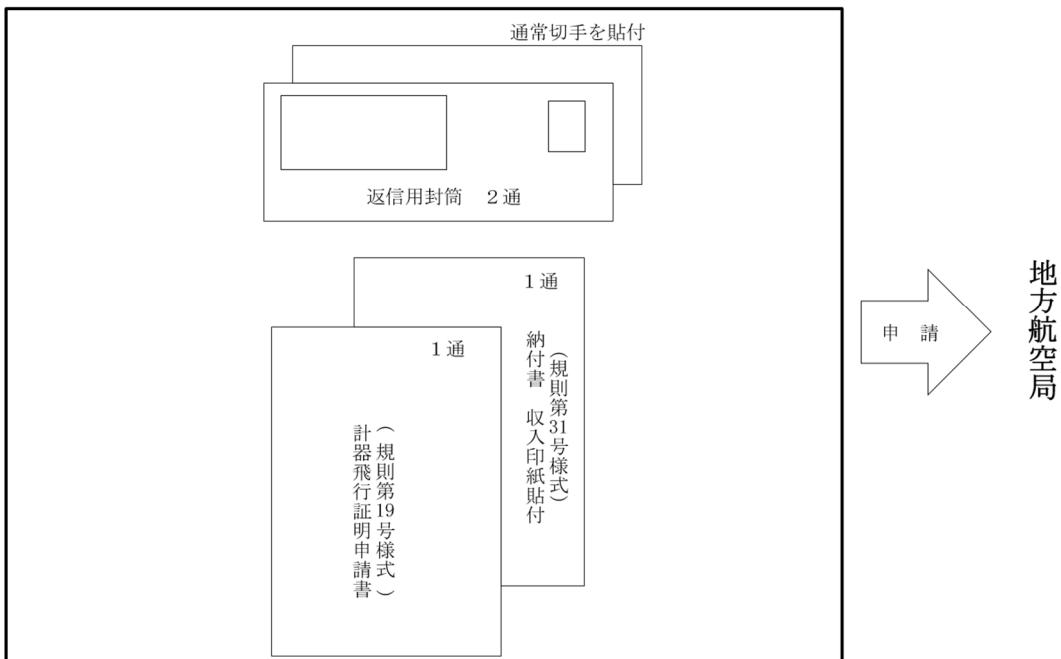
(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 計器飛行証明申請書（規則第19号様式）-----1通
(イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）-----2通
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

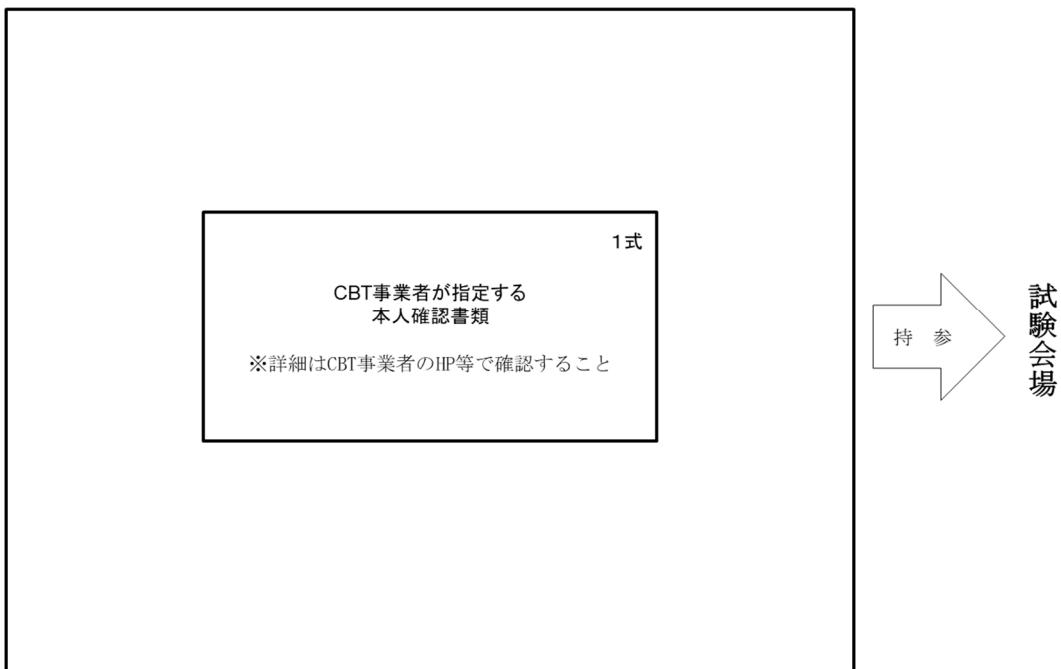
(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT事業者が指定する本人確認書類-----1式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時



(3) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書（規則第19号の2様式）-----1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書-----1通

〔飛行日誌(Logbook)の最新の飛行時間50時間以上を含む部分を光学的方法により複写したコピーを添付すること。〕

(エ) 学科試験結果通知書の写し-----1通

(オ) 既得技能証明書の写し-----1通

(カ) 外国のライセンスの写し-----1通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）
の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

(ア) 実地試験成績報告書-----1通

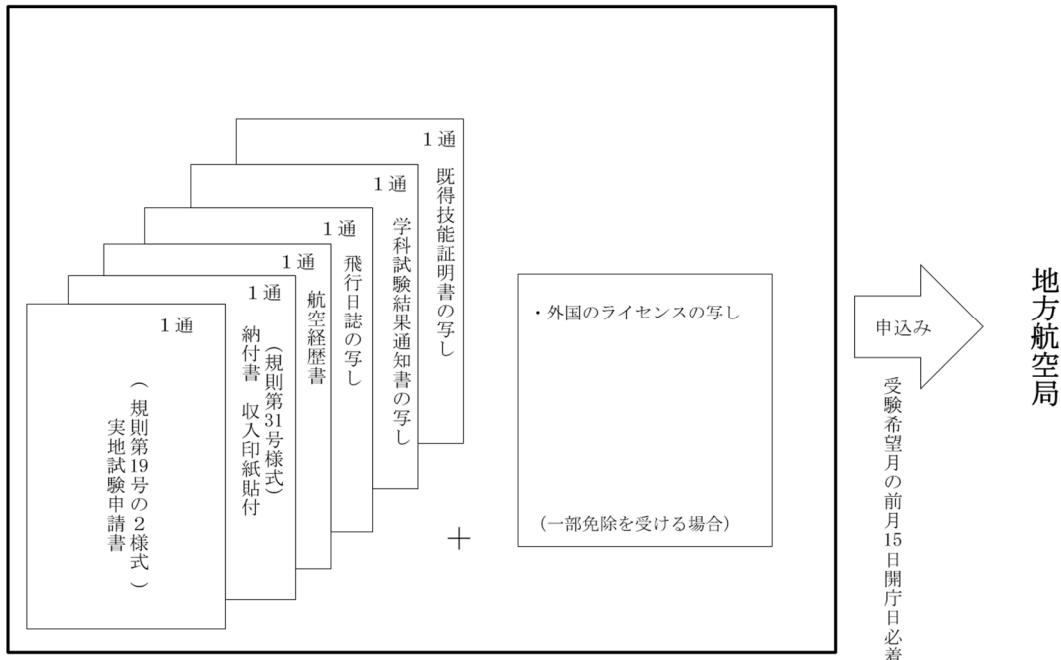
(イ) 既得技能証明書（現物確認のため）

(ウ) 外国のライセンス（現物確認のため）

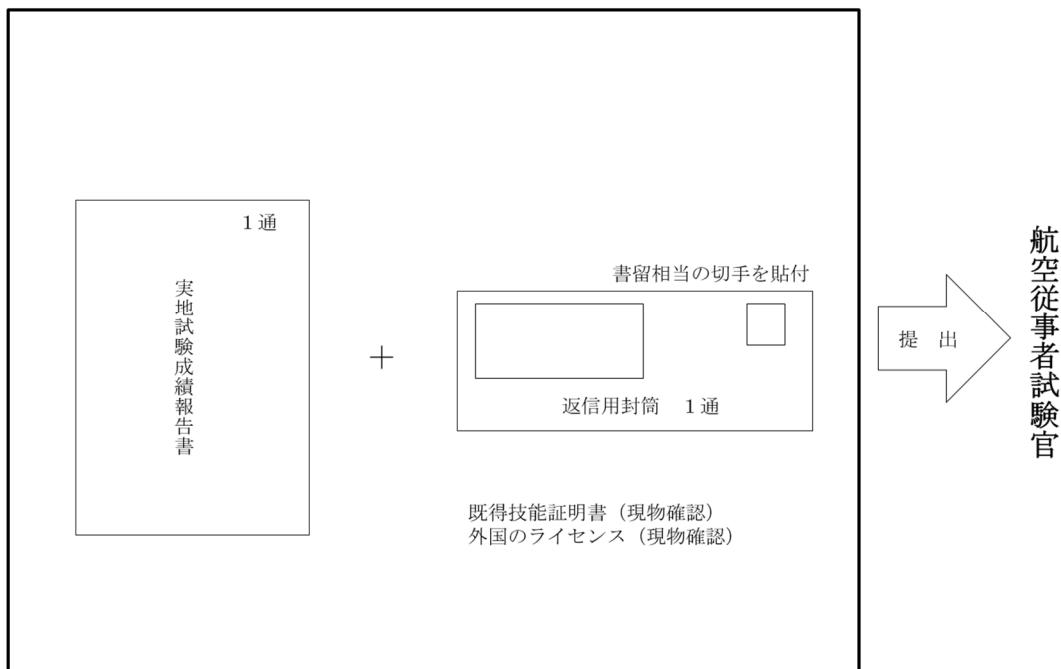
※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写しも提出すること

(エ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用）-----1通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



計器飛行証明申請書類・学科試験のみ受験する場合

2. 学科試験のみ受験する必要がある者

[航空大学校及び指定養成施設の場合]

(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）----- 1通
(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

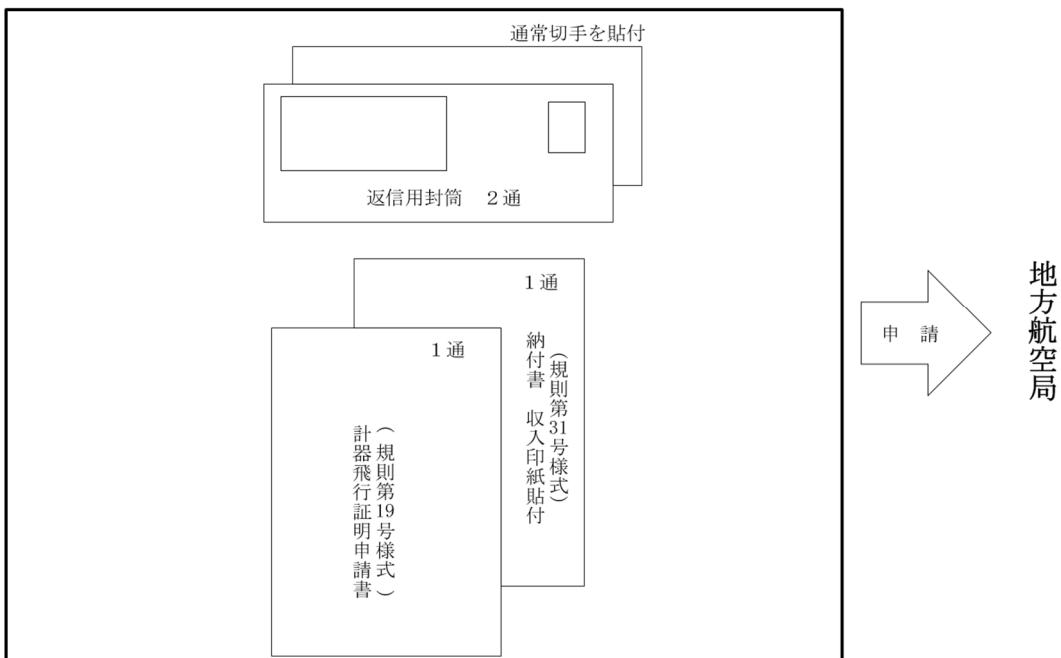
[手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]

- (ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2通
[指定封筒（通常切手を貼付）]

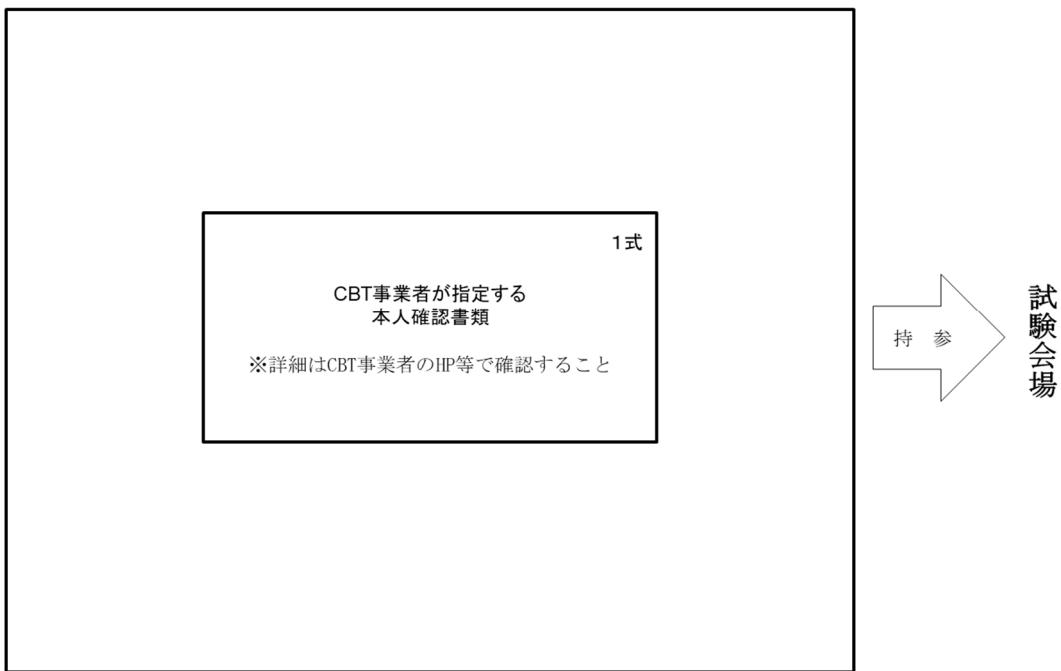
(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式
[持参しなかった場合は受験できない。]

学科試験受験申込時



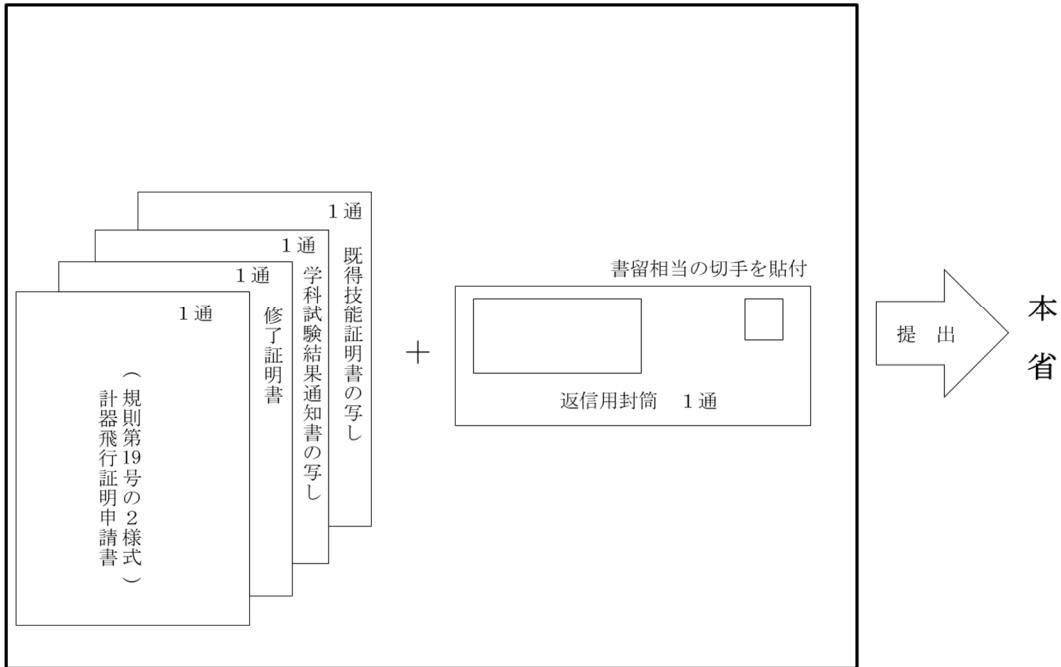
学科試験受験時



(3) 交付申請時

- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
〔実地免除申請用。教育機関名称及び修了年月日記入〕
- (イ) 修了証明書 ----- 1 通
- (ウ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
〔航空従事者養成施設指定申請・審査要領（空乗第 1197 号
平成 12 年 10 月 11 日）第 18 部の課程を修了した者を除く。〕
- (オ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

交付申請時



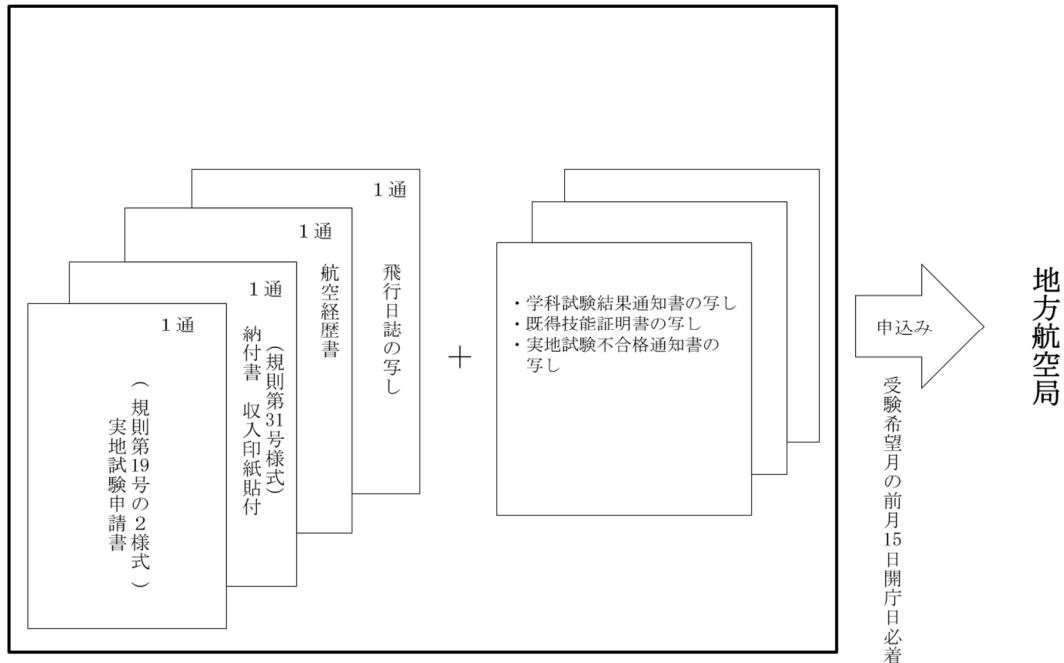
計器飛行証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

3. 実地試験のみ受験する必要がある者

申請以外の種類の航空機に係る計器飛行証明を有している場合
再実地の申請の場合

- (1) 実地試験受験申込時
- (ア) 実地試験受験申込書（規則第19号の2様式）-----1通
- (イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通
〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 航空経歴書 -----1通
〔飛行日誌(Logbook)の最新の機長としての野外飛行時間
50時間以上を含む部分を光学的方法により複写したコ
ピーを添付すること。〕
- (エ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者）-----1通
- (オ) 既得技能証明書の写し -----1通
- (カ) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）-----1通
- (2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕
- (ア) 実地試験成績報告書-----1通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用）-----1通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時

